



宮 監 公 表 第 36 号
平 成 29 年 11 月 30 日

宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員

梶 谷 欣 也
神 戸 洋 一 郎
伊 地 知 義 友
日 高 あ き ひ



定期監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく定期監査の結果を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象

選挙管理委員会事務局の平成28年度及び平成29年4月1日から6月30日までの財務に関する事務の執行

2 監査の場所

監査室及び選挙管理委員会事務局

3 監査の実施期間

平成29年9月1日から平成29年11月20日まで

4 監査の方法

選挙管理委員会事務局の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

(1) 適正かつ効率的に執行されていると認めた。

(2) 監査の過程において改善が望まれる事項が見受けられたので、以下のとおり意見を付す。

①参議院議員選挙に伴う投票所器財搬入及び撤収業務委託(旧宮崎市)(請負金額:466,560円、履行期間:平成28年6月28日~7月12日)及び参議院議員選挙に伴う投票所器財搬入及び撤収業務委託(旧4町)(請負金額:464,400円、履行期間:平成28年7月5日~7月13日)の2件の契約について、同一の業者から見積書を提出させ、その業者と随意契約を締結しており、財務規則第133条に定めのある随意契約によることができる予定価格の要件範囲内での分割発注と推定されるような執行となっていた。

旧宮崎市と旧4町の器材搬入及び撤収業務は、より高い競争性が確保され経費の節減につながることを期待されるような発注を行うことができないか検討されたい。